

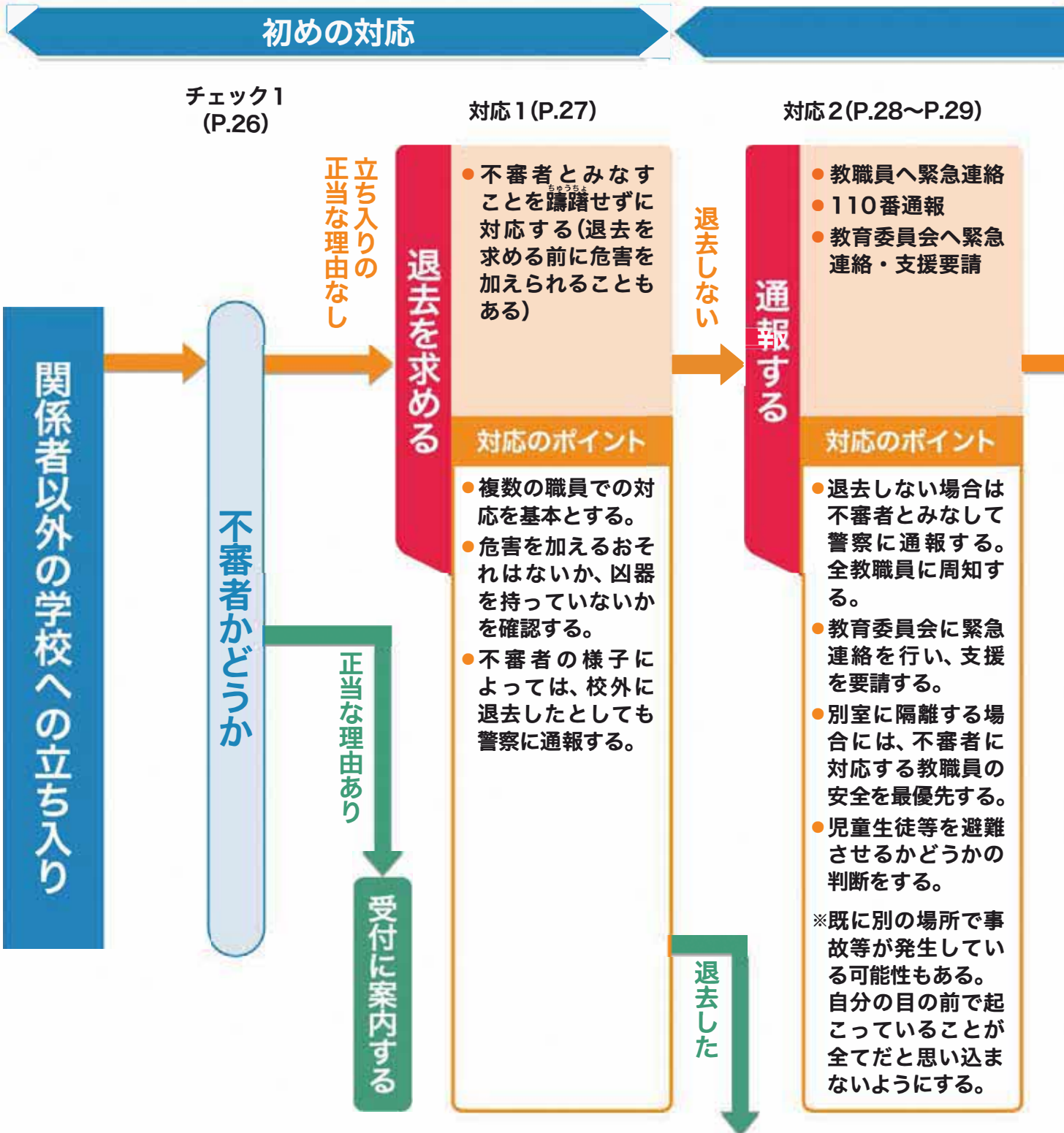
# 3章

## 個別の危機管理

### 3-3

# 不審者侵入への対応

## 不審者の立ち入りへの緊急対応の例



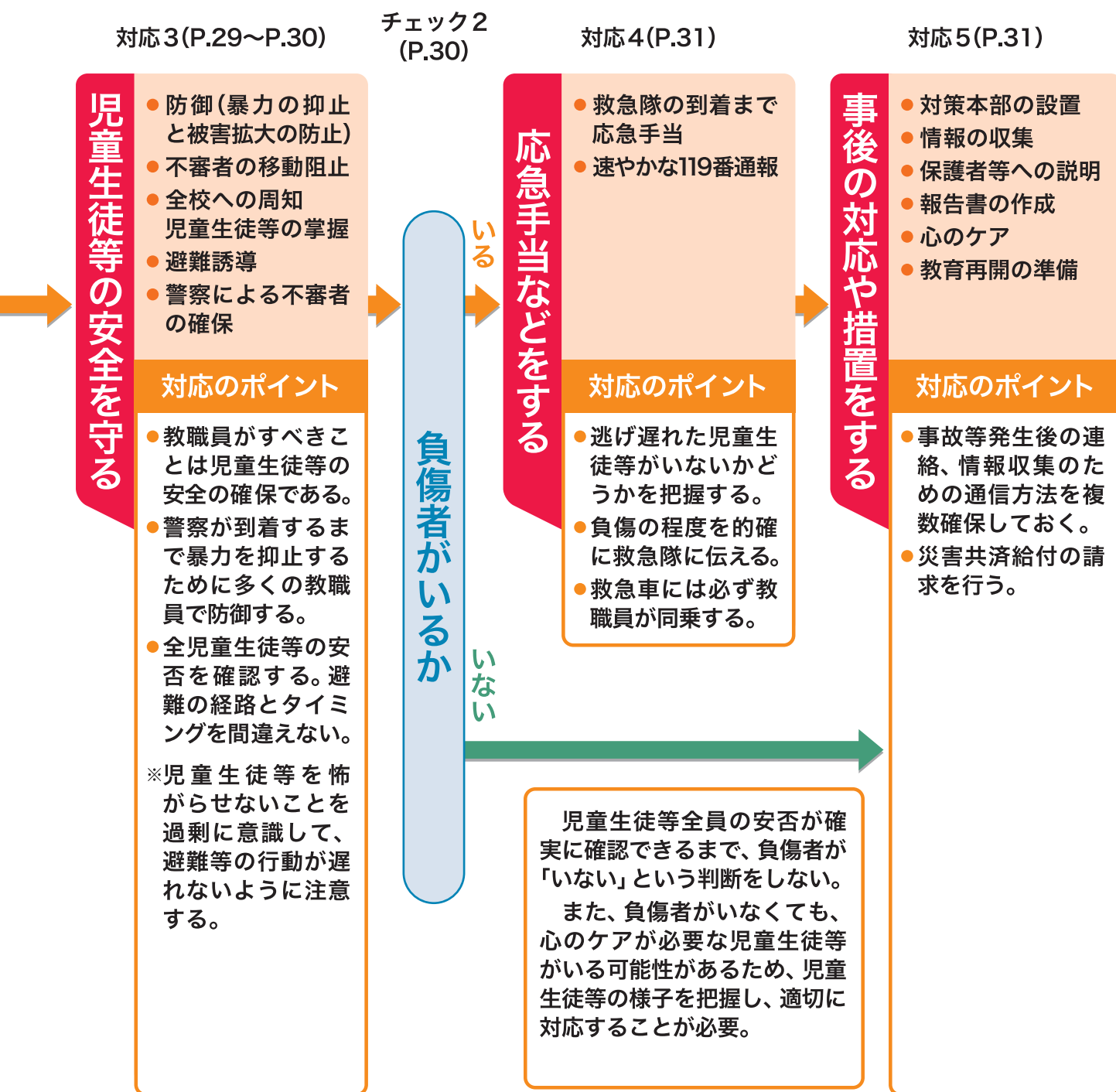
**不審者情報の共有**

不審者情報は、警察や教育委員会に報告し、学区内教育委員会は、当該学校の近隣学校（国私立、

各学校においては、以下のフローを参考に、各学校の実情にあった対応ができるよう体制整備や訓練を行う必要があります。

## 緊急事態発生時の対応

## 事後の対応等



のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。他市の学校含む)に情報提供する体制を構築しておくことが必要です。

## チェック1 不審者かどうか

学校には多くの方々が、様々な用事で訪れます。しかし、その中には正当な理由がなく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうしたりする者があります。それらの者を不審者と呼びます。

学校では、児童生徒等を犯罪被害から守るため、施設設備の状況も踏まえ、まず、必要な体制等を整備し、不審者かどうかを確実にチェックする必要があります。ただし、相手の感情を高ぶらせて暴力行為を招いてしまうような対応をしないように注意します。少しでも不審な点があると感じた段階で、複数の教職員で対応することを心掛けます。

なお、暴力行為を働いたり凶器を持っていたりする場合には直ちに対応2に移ります。

### 【1】不審者かどうかを見分ける。

#### (1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者の名札、リボン等をしているか。
- 不自然な場所に立ち入っていないか。
- 不自然な言動や行動及び暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物を持っていないか。

※来校者が名札やリボンを付けたりするルールを学校全体で話し合って決めておき、保護者等に周知しておきます。

※受付場所は校舎外あるいは入口近くにあるのが望ましい。日頃から、全教職員が学校の門や出入口の開閉状況に気を配るように心掛けます。



#### (2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 用件が答えられるか。また、正当なものか。
- 教職員に用事がある場合は、氏名、学年・教科等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童生徒等の学年・組・氏名が答えられるか。

#### (3) 正当な理由があっても、名札、リボン等を付けていない場合には必ず受付に案内する。

※対応した教職員だけが「正当な理由のある」来校者と知っていても意味がありません。また、名札やリボン等の重要性を保護者等に理解してもらうことも大切です。



教職員や保護者がIDカードを付けている学校が増えてきています。IDカードの氏名や役職を遠くから読み取ることは不可能ですが、IDカードを付けているかどうかは判別できます。不審な様子を感じたからといって、いきなり取り押さえることはできませんが、IDカードを付けていないことを理由として声を掛けることは難しくないでしょう。IDカードを付けていない来校者には積極的に声を掛け、不審者かどうかを見分けるようにしましょう。

## 対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、丁寧に校地・校舎内及び周辺からの退去を求めます。このとき、ほかの教職員に連絡して協力を求め、複数人での対応を基本とします。退去に応じた場合でも、再び侵入するおそれがないかを見届ける必要があります。また、再び侵入しそうな場合、凶器を持っていることが分かった場合、暴力的な言動をした場合など退去に応じない場合は、速やかに警察への通報に移ります。

### 【1】他の教職員に連絡して協力を求める。

- 原則、教職員が一人では対応してはなりません。自身の安全のために適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つことが大切です。

### 【2】言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- 相手に対応するときは、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つことが必要です。
- 教職員が持っていたとしても自然である長い定規などを持つことも有効です。
- 毅然とした態度で対応し、いかなる場合であっても、不審者に背を向けないようにします。
- できる限り、児童生徒等がいる場所に不審者を向かわせないようにします。



### 【3】退去に応じない場合には、不審者とみなして「110番」通報する。

### 【4】退去後も再び侵入しないか見届ける。

不審者が退去に応じた後は、以下の対応を行う。

- (1) 一旦退去しても、再び侵入する可能性もあるので、敷地外に退去したことを見届ける。
- (2) 門や入口が開いている場合には必ず閉めて施錠する。
- (3) 再び侵入したり近くに居続けたりする可能性があるため、しばらくの間は複数の教職員がその場で様子を見るようにする。
- (4) 警察や教育委員会に連絡し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校や自治会に情報提供を行う。

※連絡を受けた教育委員会は、近隣の全ての国公立学校に連絡することが必要です。



## 対応2 通報する

退去に応じない場合には、児童生徒等に危害を加える可能性があると考えなければなりません。

校内緊急通報システムや校内放送等を用いてほかの教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請などを行う必要があります。同時に、可能であれば別室に案内して隔離することを試みるとともに、所持品に注意して警察の到着を待ちつつ、児童生徒等を避難させるか判断します。

隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応3に移ってください。

### 【1】校内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め、速やかに「110番」通報するとともに、教育委員会への緊急連絡・支援要請を行う。

- 不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合には、サイレンを鳴らさないでパトカーに来てもらうことも検討します。

### 【2】立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

- 児童生徒等から遠い位置にある部屋に案内します。
- 複数の教職員で案内します。案内する際には、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにします。
- 別室では不審者を先に部屋の奥へ案内し、教職員は身を守るために入口近くに位置します。
- 不審者と教職員が1対1にならないようにします。
- 教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は開放しておきます。

### 【3】所持品に注意して警察の到着を待つ。

- 凶器をカバン等に隠し持っている場合もあるので、手の動きに注意します。
- 不審者が興奮しないように、丁寧に落ちついて対応し、警察が到着するのを待ちます。
- 到着した警察官が不審者のところに駆けつけられるよう、警察官を案内する教職員を決めておきます。



### 【4】児童生徒等を避難させるかどうかを判断する。

教職員は、自分の目の前で起こっていることだけでなく、学校全体の様子を気に配る必要があります。児童生徒等を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断しなければなりません。児童生徒等を避難させる必要がある場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童生徒等の安全を守ります。避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言を放送で流します。

#### <避難指示の一例>

「これから緊急集会を開きますので、全員〇〇に集合してください。なお、〇年生は〇〇室前の階段を使用してください。」

#### <待機と支援要請の一例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。〇〇系の先生は、〇〇へ集まってください。」

不審者への対応については、最初から児童生徒等や教職員に危害を加える目的で侵入してくる場合や、教職員が対応しているうちに豹変して危害を加えてくる場合等、様々な場合が想定されます。

どのような場合であっても、教職員だけで何とかしようと考え、被害が拡大する可能性がありますので、危険を感じた場合は、警察に躊躇なく連絡する必要があります。

## 通報・情報共有

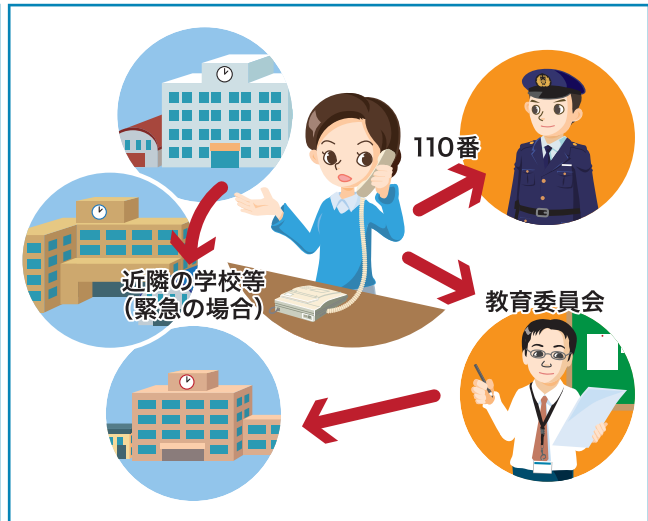
通報は、落ち着いて要点を伝えるようにします。

立ち入りがなかった場合も、警察や教育委員会に報告し、学区内のパトロールの強化や近隣の学校等への情報提供をするようにします。

連絡のあった教育委員会は、当該学校の近隣学校(国私立、他市の学校含む)に情報提供することが必要です。

### 『110番』通報の要領

- 局番なしの「110」
  - 落ち着いて、例えば  
「△△小学校です。男(女)が侵入して暴れています。子供がけがをしました。すぐに来てください。」
  - その後は、質問に答える形で  
・ 通報者氏名、場所(校外の場合)、電話番号などを落ち着いて知らせる。
- ※「110番」通報をしている場合は、救急車が連動して手配されるが、重複してもよいので「119番」通報をする。



## 対応3 児童生徒等の安全を守る

児童生徒等に危害が及ぶおそれがある事態では、大切な児童生徒等の生命や安全を守るために極めて迅速な対応が必要です。不審者の確保は警察に任せるべきであり、警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先します。

このとき、応援を求め、必ずほかの教職員と協力して組織的に行動することを心掛けます。2～3人の教職員では、刃物を持っている不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難です。多くの教職員が、防御に役立つものを持って取り囲み、組織的に児童生徒等の安全を守るように心掛けます。

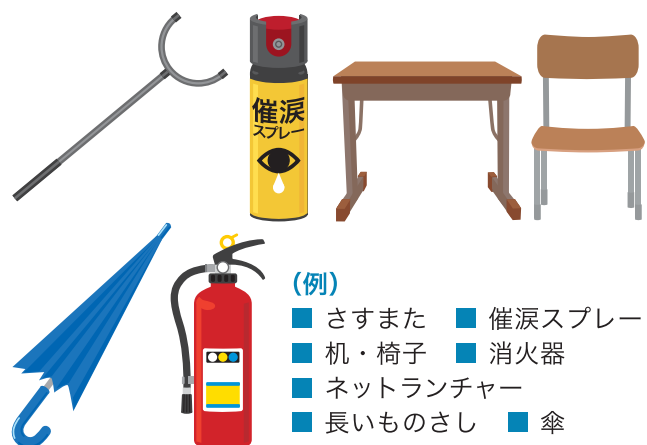
また、こうした事態に備えて、さすまた等については、使用方法を全教職員が理解しておく必要があります。

### 【1】防御(暴力の抑止と被害の防止)する。

対峙した教職員は、児童生徒等から注意をそらさせ、不審者を児童生徒等に近づけないようにすることで、被害(の拡大)を防止しながら、警察の到着を待つ必要があります。教職員の応援を求める際には、警報装置、通報機器防犯ブザー、校内放送等が考えられます。

なお、応援に駆けつける場合は、必ず防御に役立つものを持っていくようにしましょう。

#### 防御に役立つもの(例)



さすまた等の不審者を取り押さえるための用具の活用にあたっては、相手に奪われることがないように注意するとともに、複数人でのけん制、取り押さえに配慮しましょう。警察の指導を受けられる講習会等に参加して、正しい使い方を身に付けましょう。

## 【2】避難の誘導をする。

- 教室等への侵入などの緊急性が低い場合や避難のため移動することで不審者と遭遇するおそれがある場合は、児童生徒等を教室等で待機させます。(ただし、教室を施錠するとともにすぐに避難できる体制を整えておく。)
- ほかの教職員から避難の指示がある場合はそれに従う。教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくとも児童生徒等が避難できるよう訓練しておきます。
- どの時点で避難の指示を出すのかを事前に決めておく。原則として、不審者が警察に確保されてから避難させる。最終的には、全校児童生徒等を運動場や体育館に集めて点呼を行います。

※教職員は校舎内の教室配置等を熟知していなければなりません。校舎内の教室配置等を知ることは、新しい学校に着任して最初にするべきことです。

多くの学校で不審者対応訓練が行われていますが、訓練は不審者を捕らえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者から児童生徒等を遠ざけ、警察が来るまでの時間を稼ぎ、児童生徒等の安全をいかに確保するかを確認するために行うものです。このために、防御や不審者の移動の阻止について訓練するとともに、不審者確保後の逃げ遅れた児童生徒等の捜索及び家庭への連絡や引渡しなども訓練の一部に入れる必要があります。

## チェック2 負傷者がいるか

不審者が暴力行為を働いた場合は、児童生徒等や教職員が負傷することが考えられます。それは、必ずしも教職員が付いている授業中だけではなく、休憩時間や放課後などを含めた活動・時間帯に発生するおそれがあり、それぞれの場合に応じて、負傷者の有無などの情報を収集できる体制を整えておく必要があります。

## 【1】負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。

児童生徒等や教職員が負傷した場合には、すぐに「119番」に通報して救急車を要請する必要があります。

全ての教職員が「110番」及び「119番」通報の要領を理解していることが大切です。「110番」通報をしている場合は、負傷者がいることを伝えることにより救急車が連動して手配されますが、重複しても構わないので「119番」通報をしましょう。

## 【2】逃げ遅れた児童生徒等の有無を把握する。

その日に出席しているのに避難場所にいない児童生徒等がいれば、負傷のために避難できなかった可能性があるため、分担場所を決めて校内を探します。

## 【1】職員室や事務室など各学校で、情報を集約する場所、担当者を決めておきます。

- 通信方法は複数確保する。
- 逃げ遅れて隠れている児童生徒等が安心できるような声を出しながら捜索を行う。
- 集約した情報は、負傷者や行方不明者を探す教職員全員の目につくようにする。

## 【2】負傷者が複数の場合に、誰が、どこで、どういう状態かという情報を救急隊に正確に伝えることを心掛けることが必要です。

## 【3】負傷の程度、搬送された病院、付き添っている教職員の名前は必ず全体で共有します。(救急車に同乗するのは、搬送される児童生徒等をよく知る教職員(できれば担任)であることが望ましい。)

## 【4】全ての児童生徒等と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者がいない」という判断をしないようにしましょう。

## 【5】必要に応じて、学校周辺の店や民家などに避難している者がいないか、けがをしていないかを調べます。

- あらかじめ学校周辺の店等の連絡先を把握しておき、緊急時には電話による確認を行う。
- あらかじめ緊急事態に情報提供してもらえるようネットワークづくりをする。
- 担当者が学校周辺を回って情報収集する。

## 対応4 応急手当などをする

### 【1】負傷者の応急手当を行う

- (1) 救急車が到着するまでの間、負傷者の状態に応じて速やかに止血、心肺蘇生などの応急手当を行い、症状が重篤にならないようにします。そのためには、教職員等を対象に実技研修会を実施し、応急手当の技能の習得に努めることが必要です。(P.19 参照)
- (2) 負傷者を見つけた場合、容体を観察すると同時に応援を依頼します。
  - 一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

## 対応5 事後の対応や措置をする

不審者の暴力行為等により、児童生徒等や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となります。

こうした事後の対応や措置を組織的かつ円滑に実施するために、平時から事故等対応の組織体制を確立し、事故等の発生時には速やかに活動を開始できるようにしておくことが必要です。教育委員会は学校が行う事後の対応や措置を適切に支援することが必要です。

また、暴力行為を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童生徒等には、心のケアも必要となります(P.52 参照)。

### <対応の流れのポイント>

- 1 対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。  
(P.18 参照)
- 2 情報を収集し、事故等の概要等について把握・整理し、提供する。  
(P.53 参照)
- 3 できるだけ速やかに保護者等に連絡や説明を行う。  
(P.53 参照)
- 4 教育委員会は、学校を積極的に支援する。  
(P.55 参照)
- 5 事故等発生後の連絡、情報収集等のための通信方法を複数確保しておく。  
(P.19 参照)
- 6 教育再開の準備及び事故等の再発防止対策を実施する。  
(P.55 参照)
- 7 報告書を作成する。  
(P.55 参照)
- 8 災害共済給付等の請求をする。  
(P.55 参照)



3-9

# 幼稚園等における留意点

幼稚園等\*は、幼児が心身ともに未熟であり、預かり保育等で幼児の登降園時間は様々、広域から通園、教育活動の場や内容・時間配分が多様、教職員数が少ない、教職員の職種や勤務時間・曜日が様々、などの特徴があり、これらを危機管理の際の留意点として押さえた上でマニュアルを作成することが重要です。

※幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)・幼保連携型認定こども園

## 【1】事前の危機管理(予防する)

体制整備	教職員の役割の共通理解・役割分担	その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動する。バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておく。
避難訓練	教職員の危機管理意識向上のための訓練	朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足(徒歩・バス・電車)などの様々な場面や時間帯を想定して避難訓練を行う。 非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。 AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できる体制をつくる。
保護者との連携	引渡し等の理解と協力	事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。 保護者の勤務場所やきょうだいの有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。バスや自転車通園の場合は、平常時の所要時間を把握しておき、迎えに時間がかかることを想定しておく。
	登降園時の約束の理解	日々の登降園や家庭生活の中で、保護者が歩行・横断・自転車のルールやマナーのモデルであることを繰り返し伝える。 バスや自転車通園の保護者には、幼児自身の目や足で交通安全や不審者対応について確認する機会を意識して設けてもらうようにする。
幼児理解	特別な配慮の必要な幼児への対応	幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がない場合に誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図る。

## 【2】個別の危機管理(命を守る)

園内	避難誘導	不審者侵入時は、複数の教職員で対応し幼児誘導の時間を稼ぐ必要があるが、不審者を捕えることよりも、複数の教職員で幼児を素早く避難させることを最優先にする。
	役割分担	複数の教職員で連携して幼児の安全確保を行う。避難した部屋で幼児に指示を出す教職員と、事故等の発生元や不審者の情報収集・確認、本部との連絡を行う教職員に分かれて対応する。
	人員の確認・報告	保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員はどの幼児がいるかを確認して内線などで対策本部に報告し、園の全人員の安否を確認する。

## 【3】事後の危機管理(復旧・復興する)

引渡しと待機	他校にきょうだいがいる場合は、年長の児童・幼児から引き取る等のルールを事前に保護者と決めておき、年少の幼児は迎えが来るまで園で預かるようにする。
避難所対応	幼稚園は基本的に避難所にならないことが多いが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合がある。また、近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もある。施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておく。

## 【4】個別事項

食物アレルギー	除去食の保管場所や、昼食時に座る場所に配慮する。また他児の弁当の中身を確認し、場合によっては食事をする部屋を別にするなどの対応を行う。食事前後の机などの消毒を徹底する。園で栽培した食材や市販の菓子等の飲食前には、その食品の成分表を、あらかじめ全保護者に確認してもらう。
プール	ビニールプールであっても指導者とは別に監督者を配置し、幼児の見守りだけでなく、指導者の指導する位置についても随時指導を行う。

## 特別支援学校等における留意点

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切です。また、特別支援学校の中には、幼稚部から高等部まで設置されている学校もあるので、各学部が相互に連携するための連携の体制を整えていくことが重要となります。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全指導を心掛けることも必要です。

また、車椅子や白杖等を使用していることで周囲から障害のあることが理解されやすい場合だけでなく、一見して障害のあることが分かりにくい場合もあります。そこで、障害者に関するマークなどを身に付け、いざというときに支援が受けられるようにしておくことも大切です。

障害のある児童生徒等の中には、知的障害などの複数の障害を併せ有する場合があります。また、特別支援学校の中には、複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されている場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携する必要があります。

なお、障害のある児童生徒等が在籍する全ての学校において、危機管理マニュアル作成の際に本項目に留意することが望ましいです。

## 【1】 障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

	障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障例
情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。</li> <li>● 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 ※ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。</li> </ul>
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険の認知が難しい場合がある。</li> <li>● 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。</li> <li>● 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。</li> <li>● 危険回避しようと慌てて行動することがある。</li> <li>● けがなどをして的所に訴えず、周囲が気付かないことがある。</li> </ul>
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある(肢体不自由・視覚障害)。</li> <li>● エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある(肢体不自由)。</li> </ul>
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。</li> <li>● 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。</li> </ul>
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。</li> <li>● 不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなることがある。</li> </ul>

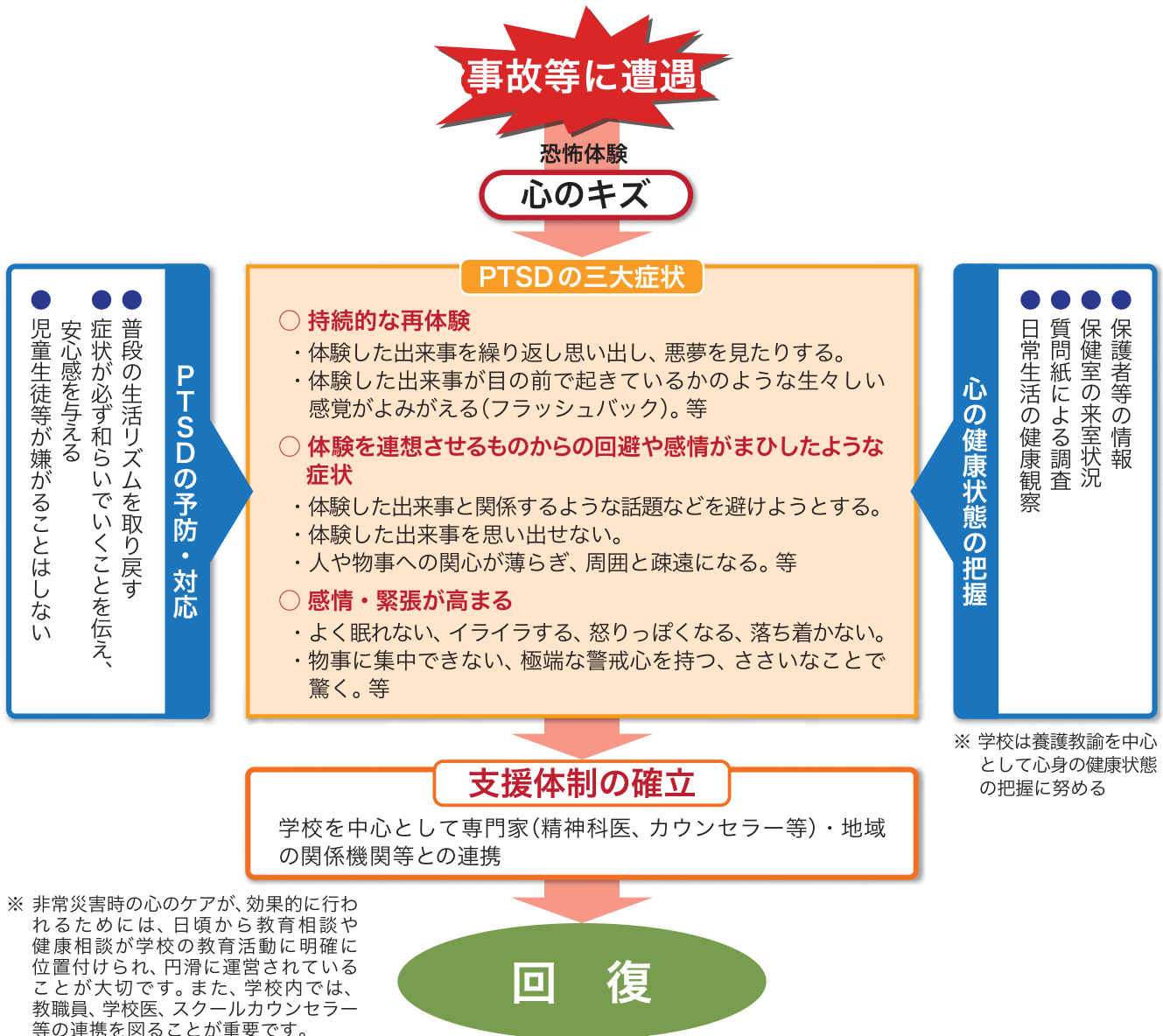
## 【2】 障害のある児童生徒等の特性に応じた危機管理マニュアル作成時の留意点

伝達方法の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害に応じた情報伝達方法を整備しておく。 例) 聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法を検討しておく。</li> </ul>
避難経路・避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害に応じた避難経路の整備、避難体制を検討しておく。 例) 車椅子利用をする場合の経路を確認しておく。 例) 肢体不自由：エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法を検討しておく。</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害に応じた避難訓練を実施する。 例) 知的障害：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路や取るべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。</li> </ul>
連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討しておく。 例) 病院内における学級：病院との連携方法等を検討しておく。</li> </ul>

事故等に児童生徒等が遭遇すると、恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などが現れ、生活に大きな支障を来すことがあります。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは、時間の経過とともに薄れていきますが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続する場合は「急性ストレス障害(Acute Stress Disorder 通称ASD)」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害(Post Traumatic Stress Disorder 通称PTSD)」といいます。そのため、事故等の発生直後から児童生徒等や保護者等に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切です。なお、事故等の遭遇後まもなくASDの症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほか、最初は症状が目立たないケースや症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースもあることから、なるべく長期にわたって心のケアを実施することが大切です。

また、被害児童生徒等の保護者や教職員は、自らのことを後回しにしたり、心身の不調に対し鈍感になることがあり、心のケアが必要になることがあります。被害児童生徒等にとっては、周囲にいる保護者や教職員が精神的に安定していることが大切です。このため、自分自身の心身の不調に早めに気づき、意識的に休息したり、相談したりするなど、心のケアが必要であることを理解することが重要です。

なお、心のケアが長期にわたって、必要になることがあるため、被害児童生徒等が進学や転校した場合においても心の健康状態の把握や支援体制等を継続して行われるよう、学校間で引継ぎ等の連携を十分に図っておくことも必要です。



例えば、乳児の睡眠中の窒息リスクの除去としては、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、園児の顔が見える仰向けに寝させることが重要である。睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またひも及びひも状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行う。また、定期的に園児の状態を点検するなど、異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫が求められる。園児を一人にしないこと、寝かせ方に配慮すること、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、怪我などの事故を未然に防ぐことにつながる。

プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にする。また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プール活動の中止も検討すべきである。

食事の場面では、園児の食事に関する情報（咀嚼<sup>しゃく</sup>や嚥下<sup>えん</sup>機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の園児の健康状態を把握し、誤嚥<sup>えん</sup>等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある園児については生活管理指導表等に基づいて対応したりすることが必要である。

なお、重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な園児の遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の園児が遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。こうした幼保連携型認定こども園における事故防止のための一連の取組や配慮について保護者に十分周知を図り、理解を深めておくことが重要である。

#### (4) 危機管理

重大事故や不審者の侵入等、園児に大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、危険発生時対処要領に沿った実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である。

例えば、緊急時の役割分担を決め、見やすい場所に掲示しておくことが、全職員の共通理解を図る上で有効である。重大事故発生時の対応における役割分担を決める際には、応急処置、救急蘇生、救急車の出動の要請、医療機関への同行、事故の記録と保護者及び学校医や関係機関等への連絡等といった具体的な行為に関する分担と、指示系統を明確にしておく。不審者の侵入など不測の事態に関しても、その防止措置を含め、対応の具体的な内容や手順、指示の流れなどを職員間で確認しておくことが求められる。

保護者への説明は、緊急時には早急かつ簡潔に要点を伝え、事故原因等詳細については、事故の記録を参考にして改めて具体的に説明する。

日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理しておくことが重要である。119番通報の際の要点を事務室に掲示したり、園外活動等の際に携帯したりすることも有効である。

さらに、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察、医療機関などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておく。

また、施設内で緊急事態が発生した際には、保育教諭等は園児の安全を確保し、園児や保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる。

園児が緊急事態を目前に体験した場合には、強い恐怖感や不安感により、情緒的に不安定になる場合もある（心的外傷後ストレス障害－PTSD：Post Traumatic Stress Disorder）。このような場合には、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、園児と保護者の心身の健康に配慮することも必要となる。

## 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により熱中症事故が発生している。

こうしたことを十分に踏まえておくとともに、活動日や活動時間における気象状況を適切に把握し、各地域における熱中症の危険性（暑さ指数等※）を踏まえ、活動の実施について対応を柔軟に検討することが必要である。特に、運動部活動については、スポーツ庁から運動部活動における熱中症事故の防止等について都道府県等に対し、周知を行っている。さらに、長期的な気象状況を踏まえて、必要に応じて、夏季における休業日の延長や臨時休業日の設定等を検討することも考えられる。

また、夏季休業などに備えて、児童生徒等へも十分な指導を行っておくことが重要なのは言うまでもない。

熱中症予防については、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月文部科学省）のほか、「熱中症を予防しよう－知って防ごう熱中症－」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）及び教材カード（独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）、「体育活動における熱中症予防」「調査研究報告書」「熱中症環境保健マニュアル」（平成30年3月改訂環境省）等の参考資料がある。

※環境省の熱中症予防情報サイトやWBGT計等を参照

### 3 学校への不審者侵入時の対応

学校への不審者侵入事案への対応は、学校内に不審者を侵入させない環境づくりとともに、全教職員が、どこかの学校の出来事ではなく自分の学校でも突然発生し得るという意識を常にもち続けることが重要である。さらに、実際に不審者が侵入した場合に備えた対応を訓練などによりシミュレーションして、教職員一人一人の判断力・行動力を向上させていくことが欠かせない。

学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危機管理マニュアルに従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒等への注意喚起や避難誘導等、警察や消防署等の関係機関や教育委員会への通報・連絡など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動することが必要である。

また、学校に侵入するおそれがある不審者情報があった場合に備え、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者や地域住民等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく必要がある。（学校における不審者への緊急対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

**不審者侵入に備えた訓練を実施する際の留意点**

近年の学校への不審者侵入事件を顧みると、不審者はナイフや包丁、拳銃など様々な凶器を所持していることが想定され、さらに児童生徒等や教職員に危害を加える事件も発生している。したがって、教職員は、不審者が侵入し危険を感じた場合には、躊躇することなく警察に通報するとともに、不審者は何らかの凶器を所持しているという前提に立って対応し、児童生徒等の安全を最優先に、自らの安全にも配慮しつつ、警察が駆けつけるまでの時間を稼ぐための訓練を行うことが重要である。

**4 登下校時における緊急事態発生時の対応**

登下校時における緊急事態として、誘拐や傷害などの犯罪被害や交通事故、地震、豪雨等による自然災害等が想定されるが、例えば登下校時における不審者等による緊急事態発生時の体制については、日頃から、不審者の出没に関する情報や児童生徒等への声掛け事案をはじめとする情報などについて、警察と連携を図りながら、学校と保護者、地域の関係団体等との間で、情報を迅速かつ確実に共有できる体制を整えておくことが大切である。

実際に、児童生徒等の通学途中で、事故等が発生した場合には、学校は、いつ、どこで、誰が、どのような事件・事故に遭ったのか正確な情報を得るとともに、関係機関と連絡をとって、事案に応じた対応がとれるようにする必要がある。

その際、情報を総合して、現場や医療機関等に教職員を派遣することや関係機関への連絡、保護者への連絡などの対応を素早く行うことが求められる。そのため、前もって事件・事故等発生時の対応について検討し、緊急事態に即対応できるようにしておくことが重要である。

また、登下校時における不審者等による緊急事態発生時には、各学校の危機管理マニュアルに従って、被害者等の安全確保、登下校の安全確保など、地域における取組と学校の取組の両面から対応を行うことが大切である。(登下校時の緊急事態(不審者事案)への対応の流れについては、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を参照)

### 災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者等に対して、医療費（医療保険並みの療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度。災害共済給付の請求を行う際の事故等の状況の記載には、基本調査等の記録を活用することができる。

## 第6節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点

### ポイント

- 幼稚園等<sup>※</sup>は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。
- 障害のある児童生徒等の安全を確保するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活が送れるように指導することが大切である。

※ 幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）・幼保連携型認定こども園

### 1 幼稚園等における主な留意点

幼稚園等は、幼児が身体発育や精神的機能の発達が十分でないこと、登降園時間・通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があり、各園における特徴に留意した上で取り組むことが必要である。また、幼児の発達の特性や地域の特徴を十分に理解した上で学校安全計画等を作成し、全教職員の協力体制の下、日常的な指導を積み重ねていくことが重要である。

なお、以下の主な留意点のほか、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月）も踏まえて、事故発生の防止に努める必要がある。

#### （1）教職員の役割の理解・役割分担

勤務日ごとに当日出勤している教職員の役割分担を理解し、行動することが重要である。その日の出勤者が自分の役割を自覚するとともにその他の教職員の分担も理解し行動する。また、バス通園の場合は、非常時を想定してルートや避難場所などを選択・判断できるよう、対応を事前に決めておく。

特別な配慮の必要な幼児については、幼児の特徴や、いつもと違う状況での配慮点、介助者等がない場合に誰がどのように避難に付き添うか等について、園内で共通理解を図っておく。



全教職員が揃わない早朝の預かり保育など教育課程に係る教育時間外の活動時や園外保育の際は、その時間帯の状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図る。

## (2) 園外保育

園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、幼児の発達や活動場所などの特性に応じた安全管理が必要となる。活動場所やその経路に関する事前の現地調査、参加した幼児の人数や心身の健康状態の把握、活動の場所、時刻、時間等における無理や危険性の把握などについて教職員の共通理解を図り、状況に応じた慎重な安全管理を行うことが大切である。

## (3) 避難訓練・研修

朝や午後の預かり保育、降園後の施設開放、昼食時、プール、遠足（徒歩・バス・電車）などの様々な場面や時間帯を想定して実践的な避難訓練を行う。非常勤職員も参加することで、全教職員の共通理解を図る。なお、AEDや応急処置の研修も非常勤職員を含めた全教職員が参加できるようにする。

## (4) 安否確認

保育中は園内の様々な場所に年齢の異なる幼児がいるため、どの部屋にどの組が何人避難しているか、教職員間の連携を密にして、内線などで対策本部に報告し、いかなる状況でも即座に園の全人員の安否を確認する。

## (5) 保護者との連携

事故等が発生した場合の連絡の仕方・幼児の引渡しの方法については、年度当初に保護者と確認しておく。併せて、保護者の勤務場所や兄弟姉妹の有無及び在籍校、緊急時の連絡先を事前に確認し、迎えが遅くなる幼児を把握しておく。

また、保護者には、幼児は保護者の行動を模倣するため、安全に係るルール・マナーの遵守に努めてほしいことを伝えるとともに、バスや自転車通園の保護者には、交通安全や不審者対応について幼児自身が通園時等に確認できるような機会を意識して設けてもらうようにする。

## (6) 避難所対応

幼稚園は基本的に避難所にならないことが多いが、自治体によっては乳幼児・障害児対応施設になる場合がある。また、近隣の未就園児親子が不安から自主的に避難してくる場合もある。施設の開放の仕方などについて、あらかじめ園内で共通理解を図っておく。（詳細については「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」参照）

## 2 特別支援学校等における主な留意点

障害のある児童生徒等の安全に留意するためには、一人一人の障害を理解し把握するとともに、障害のある児童生徒等も、自分の障害の状態や特性等を理解し安全に留意して学校生活を送れるように指導することが大切である。小学校等の通常の学級や特別支援学級から、特別支援学校へ児童生徒等が転入してきた場合は、学校間で情報を共有するなど、連続性のある安全教育を心掛けることも必要である。また、各部が相互に連携するための体制を整えていくことが重要である。（詳細については「学校の危機管理マニュアル作成の手引」参照）

### （1）障害のある児童生徒等の特性に応じた安全管理の留意点

特別支援学校においては、児童生徒等の障害の状態や学校・地域の実情に応じて、学校安全計画等に具体的に対応を反映させる必要がある。例えば、ヘルメットや防災頭巾等を被ることが難しい児童生徒等の教室では、安全点検について、保護者や消防署等とも連携し、安全な環境づくりを推進する。医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍している場合は、災害時における避難や学校待機を想定した備えについて学校保健計画と学校安全計画とのいずれかに明記されていることを確認する必要がある。

また、特別支援学校の中には、複数の障害種に対応した、いわゆる併置校と呼ばれる特別支援学校や、同一敷地内に高等学校と特別支援学校の分校や分教室が隣接されていたり、病院内に特別支援学校の分教室が設置されていたりする場合など様々な形態があることから、特別支援学校の危機管理マニュアルについては、児童生徒等の障害の状況や各学校の設置の状況によって工夫、連携する必要がある。

また、特別支援学校は、複数の市区町村を学区としていることも多く、県立学校の場合は所在する市区町村の防災担当部局と連携を図ったり、学校の所在地だけでなく学区に起こり得る災害について広く情報を収集したりするなど、適切な対応を検討する必要がある。また、福祉や医療との連携も重要であり、連絡会議を設けるなど、具体的な連携の方法について検討するとともに、例えば、放課後等デイサービス等との連絡会議において災害時の連絡方法について確認をしておくことも大切である。

さらに、校外学習の場合は、実地踏査に行き、児童生徒等の障害の種類や程度に応じて必要な設備等について確認を行う必要がある。また、付き添う教職員等の間で、児童生徒等の障害の状況はもちろんのこと、その日の体調についても申し送りをし、安全に留意する必要がある。

#### ① 障害に応じた情報伝達方法の整備

例) 聴覚障害：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図など音声以外の伝達方法

#### ② 障害に応じた避難経路・避難体制の整備

例) 車椅子利用をする場合の経路や、エレベーター等が動かない状況や介助者がいない場合等の代替方法

③ 障害に応じた避難訓練の実施

例) 知的障害：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路やとるべき行動が理解しやすい図などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにしておく。

④保護者・医療関係者と発生時の対応について事前に検討

障害のある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい例

1 情報の理解や意思表示

- 情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。
- 自分から意思を伝えることが困難なことがある。
- ※ 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障害や聴覚障害では、障害に応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障害のある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。

2 危険回避行動

- 危険の認知が難しい場合がある。
- 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。
- 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。
- 危険回避しようと慌てて行動することがある。
- けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。

3 避難行動

- 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。
- エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。

4 生活・生命維持

- 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。
- 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。

5 非日常への適応

- 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。
- 不安な気持ちが被災により増幅され、ふだん以上に感情のコントロールができなくなる可能性がある。

(2) 特別支援学校における通学の安全管理のポイント

障害のある児童生徒等の通学方法は障害の程度や学校の状況に応じて様々であるが、学区が広く、スクールバスを利用している児童生徒等も多いことから、通学の安全確保の観点からは、

バス停までの通学方法についても確認しておくことが必要である。また、障害の種類や程度にもよるが、自力通学の場合も多いため、登下校中の緊急事態等発生時の対応について、事前に保護者と共通理解を図っておくとともに、情報収集方法や安全を確保する方法など、児童生徒等に十分な指導をしておく必要がある。

また、車椅子や白杖等を使用していることで周囲から障害のあることが理解されやすい場合だけではなく、一見して障害のあることが分かりにくい場合もある。そこで、障害者に関するマークなどを身に着け、いざというときに支援が受けられるようにしておくことも大切である。

### (3) 特別支援学校における心のケアの引継ぎ

身体症状が表現しにくい児童生徒等は、ASDやPTSDの発症の仕方や時期、症状は様々であり、数年たってから症状が出ることも考えられる。このため、事故や被災後は、児童生徒等の様子を観察できる環境を整え、その様子を個別の教育支援計画を活用して関係機関と共有して引き継ぐ必要がある。

### (4) 特別支援学校における教職員研修のポイント

スクールバスの運転手や介助員、寄宿舎の指導員、非常勤講師等、多様な教職員が関わるため、全ての職員について、普通救命講習の受講ができるように研修を計画したり、勤務の割振りを変更したりすることが必要である。また、沿岸部を通るスクールバスの場合は、津波警報の受信の方法の確認や、その際の対応や連絡方法についての研修ができるようにすることも必要である。寄宿舎がある学校では、夜間における安全に係る研修について体制を整備することも必要である。

### (5) 避難所対応

特別支援学校は、一般の避難所では生活に支障を来す、特別な配慮を要する要配慮者とその介護者のための福祉避難所としての役割を担う可能性もあることから、必要に応じて、事前に具体的な対応の内容、応急手当用品等備蓄物資の内容や管理方法について、防災担当部局、教育委員会等と協議した上で、あらかじめ定めておくことが必要である。また、児童生徒等が学校に待機する場合に必要な物資等については、児童生徒等の障害の状況も踏まえて整理し、それらとは別に備蓄又は調達する方法を考えておく必要がある。

## 2-2-4 犯罪被害防止対策

### 2-2-4-1 不審者侵入の防止

学校への不審者侵入を防止する上では、①校門、②校門から校舎入口まで、③校舎への入口、という3段階の観点を持つことが重要です。このうち、特に「②校門から校舎入口まで」は盲点となりますので、注意しましょう。

不審者侵入防止のための3段階の観点

段 階	具体的な方策（例）
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

この3段階のチェック体制を具体化する対策としては、学校内外の施設設備・器具の安全点検と、校門・校舎入口の施錠管理、来訪者等の管理、校内巡回などがあります。これらのうち安全点検については、他の危機事態に関する点検と併せて「2-2-2 点検」にまとめて記載するとわかりやすいでしょう。

校門等の施錠管理については、時間帯別・利用者別に利用箇所を限定するとともに、校門等の解錠・施錠時刻やその担当者などを定めておき、児童生徒等や保護者に対し、これをしっかりと周知して遵守を呼び掛けることが大切です。

また、来訪者・保護者について、受付場所を明確化するとともに案内の掲示等を行うことや、名簿や受付票への記載などいわゆる入退管理の手順・方法、さらには来訪者・保護者であることが明確となるよう名札（胸章、保護者カード）などの識別方法も定めておきます。また、教職員は常に「ここは学校であり、自分たちがその管理を担っている」という心構えを持って、校内で部外者を見かけた場合等は躊躇することなく確実に確認・声掛けすることなども、共通認識としておきましょう。

さらに、教職員による校内の定期的な巡視や、教職員・保護者やボランティア等による校外の巡視・巡回など、学校への不審者侵入を防止するための取組についても、明記します。学校の状況によっては、警備員による警備や、防犯カメラの設置・運用を行っている例もあるでしょう。そのような場合には、警備員と教職員との役割分担や連携体制、防犯カメラの映像確認手順や役割分担などについても、事前に定めて、危機管理マニュアルに記載しておくことが必要です。

#### 記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
  - 時間帯別・利用者別の利用箇所
  - 解錠・施錠時間、施錠担当者
  - 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
  - 来訪者向け案内・誘導
  - 来訪者受付の手順（名簿作成等）
  - 来訪者の識別方法（名札等）
  - 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| ◆ 犯罪被害防止に関する日常管理 | ⇒サンプル編 p.25 |
| ◆ 来校者予定表様式       | ⇒サンプル編 p.26 |
| ◆ 来校者受付票様式       | ⇒サンプル編 p.27 |
| ◆ 保護者受付表様式       | ⇒サンプル編 p.27 |
| ◆ 校内巡視チェックリスト    | ⇒サンプル編 p.28 |

## 3-2 犯罪被害発生時の対応

### 3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応

正当な理由なく校地や校舎に立ち入ったり、立ち入ろうとしたりする人がいた場合には、不審者とみなして、児童生徒等の安全を最優先に対応することが必要です。

危機管理マニュアルには、校地・校舎内で校内関係者以外の人を見かけた場合の対応について、具体的に記載します。不審者かどうかを判断する方法や、不審者であることが判明した場合の初期対応（退去を求める等）、退去要請に応じなかった場合の通報をはじめとする対応手順について、フロー図などの形で整理しておきましょう。

不審者への対応には、下記のような注意点があります。これらについても、フロー中に留意事項として記載するとともに、訓練により教職員全員が身に付け、的確な対応ができるようにしておくことが望まれます。

#### 記載の視点

- 不審者立ち入りへの対応フロー
  - 不審者か否かの判断方法
  - 応援教職員の集め方（緊急ブザー等）
  - 不審者への初期対応（退去を求める等）
  - 110番通報、学校設置者等への緊急連絡
  - 児童生徒等の避難判断・指示、避難誘導
  - 不審者の隔離・抑止
  - 安否確認、負傷者等の応急手当
- 不審者侵入に関する情報共有・対応指示するための具体的方法（校内緊急放送文案等）

#### 【不審者対応の留意事項（例）】

- 原則として一人では対応せず、応援を得て二人以上で対応する。
- 手を伸ばしても届かないよう、相手との距離を保つ。
- 児童生徒等から不審者をできるだけ遠ざける。
- 相手に背を向けない。相手が持っている荷物等から目を離さない。
- 別室へ案内する場合は、相手を部屋の奥へ案内し、教職員は入口付近に位置して、出入口を開放する（避難経路の確保）。
- 警報ブザー・ホイッスルの使用、110番通報などをためらわない。
- 目の前の状況だけで判断しない（すでに校内の別の場所で事件発生の可能性もある）。
- 防御は、不審者の取り押さえを目的とせず、児童生徒等に近付けずに、警察の到着を待つ。

また、特に、不審者が校内に侵入してしまった場合には、不審者本人に気付かれないようにしつつ、校内の他の教職員に情報共有したり、児童生徒等に対応を指示したりすることも必要となります。そのための手順として、特定の用語を用いた緊急放送の文案等をあらかじめ決めておくことも必要です。

#### 《参考資料》

- 文部科学省 「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）p.24～31  
[https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyuu\\_all.pdf](https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyuu_all.pdf)

## 【実践事例 7】

## 実践的な不審者対応訓練

### ■ 実践的な不審者対応訓練とは

大阪府池田市にある大阪教育大学附属池田小学校では、教職員の危機管理意識の高揚と対応能力の向上を目指して、全教職員が参加する不審者対応訓練を定期的に行っています。

この訓練のポイントは、「授業中に1階から入られた」「休み時間に運動場で不審者を発見した」などと、様々な場面を設定していることです。こうした設定の詳細は、訓練参加者である教職員には知らされず、教職員間の役割分担を固定化しないことから、より現実的な訓練であると言えます。

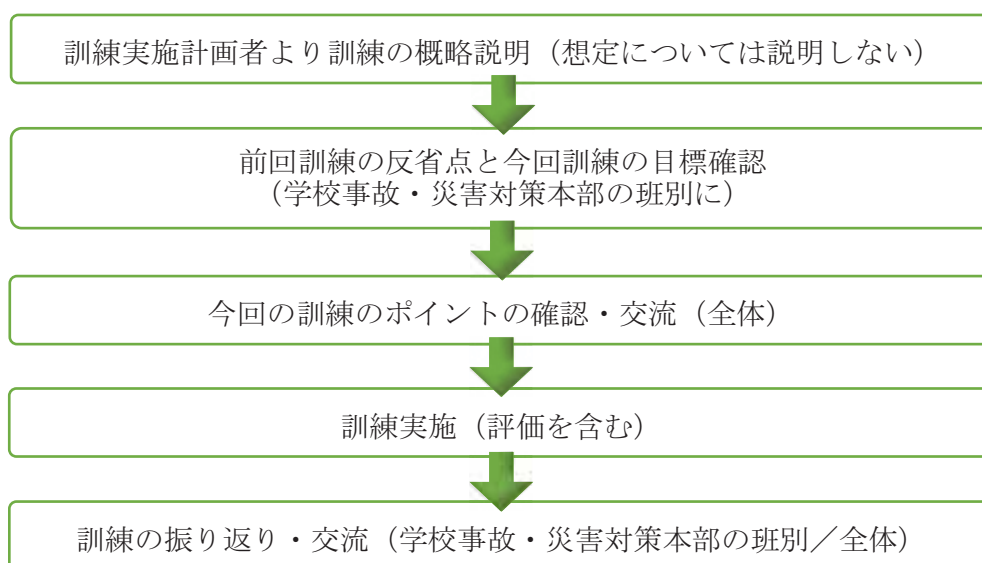
また、訓練前後の話し合いを重視していることも特徴です。訓練前には前回反省の振り返りと当日の目標設定、訓練後には目標達成度や新たに出てきた課題について話し合いを行います。

ここでは、この池田小学校での取組を参考に、実践的な不審者対応訓練について紹介していきます。

#### 《この研修・訓練のねらい》

- ◆ 学校危機管理に対する意識を高め、維持継続していく。
- ◆ 学校で事件あるいは災害が起こった場合の対応の仕方（連絡体制、応急処置の方法など）について、訓練を通して協議し、学び合う。
- ◆ 学校で事件あるいは災害が起こった場合、冷静に対応できる心構えを養う。
- ◆ 教職員間の意見交流を通して、安全を重視していく態度を維持継続していく。

## ■ 基本の流れ



## ■ 実施方法

### 【1】準備

- **課題**：訓練実施計画の担当者は、課題の例（素材1）を参考に、今回の訓練をどのような想定及び流れで実施するかを決めます。以下のような観点から状況を設定することで、様々なシナリオを作成するとよいでしょう。  
[訓練想定 of 観点]
  - ✓ 発生時間帯等の想定（授業中／休憩時間等、児童生徒等は教室等に所在／バラバラ）等
  - ✓ 不審者の侵入場所、移動経路、対面場所
  - ✓ 不審者の動き（強行突破あるいは口だけで脅す、凶器の有無等）
  - ✓ 負傷者の場所、ケガの程度、人数
- **不審者侵入事案発生時のマニュアル（危機管理マニュアルの該当部分等）**：訓練前後の話し合いで確認し、目標や課題を抽出するのに活用します。
- **前回訓練の反省点に関する資料**：訓練前の話し合いで確認し、訓練の目標を設定するのに活用します。
- **役割分担**：教職員として対応する参加者のほかに、以下の役割を想定に応じて設定します。
  - ✓ 不審者の役
  - ✓ 児童生徒等の役：教育実習生が参加する場合には、教育実習生を充ててもよいでしょう。
  - ✓ 警察（110番通報先、駆け付けた警察官）の役
  - ✓ 救急隊（119番通報先、駆け付けた救急隊員）の役
  - ✓ 保護者の役



- 連絡先電話番号：110 番通報、119 番通報、保護者への連絡などを実際の電話を用いて行う場合は、訓練用の電話番号を設定します。保護者の電話番号は、本来その情報が保管されている箇所にメモを置いておくと、より実践的となります。
- “けがの症状”カード：負傷者役が訓練中に不審者役から受け取ることで、不審者によって受傷したことを模擬するためのカードです。

## 【2】進め方 -----

### 〔訓練の流れ及び役割の確認〕

- 訓練実施計画者から訓練の概略説明を行って、おおまかな流れをつかんだ後、参加者は危機管理マニュアル等を基にそれぞれの役割を確認します。
- 不審者役・負傷者役・警察役・救急隊役・保護者役を割り当てられた職員は、訓練実施計画者から訓練の想定を与えられ、訓練の流れとともに自身の動きを確認します。

### 〔訓練目標の確認（役割別／全体）〕

- 危機管理マニュアル等で定められている学校事故・災害対策本部の班別にわかれて、前回訓練の反省点について振り返ります。さらに、危機管理マニュアルで検証したい事項などを踏まえて、班ごとの今回訓練の目標を設定・確認します。
- 全体で今回の訓練のポイントを確認します。

### 〔訓練の実施〕

- 課題に基づき、全教職員が危機管理マニュアル等に定められている対応を模擬的に実施します。その場の状況に応じて、臨機応変に対応するようにしましょう。
- 負傷者が発生する想定の場合には、不審者役が負傷者役に“けがの症状”カードを渡すことで負傷者発生したこととなります。それぞれの参加者は必要な対応（例：応急手当、119 番通報等）を行いましょう。

### 〔訓練の振り返り・交流（役割別／全体）〕

- 学校事故・災害対策本部の班別にわかれて、事前に設定した訓練目標が達成できたかどうかの視点を中心に、訓練の振り返りを行います。また、次回訓練に向けて反省点を取りまとめます。
- 教職員全体で意見交流し、共通認識を持ちます。
- 外部機関（警察署等）の参加がある場合には、訓練の講評及び指導を受けます。

## 【3】実施のポイント -----

- 教職員は課題の詳細を知らされずに訓練を行うことで、その場での状況判断を必要とされ、より実践的な訓練となります。

- 訓練前後の話し合いを重視し、訓練目標の明確化、達成度の確認や新たに出てきた課題の確認等について、共通認識を得ます。
- 役割分担は固定化せず、年度ごとに交代して、様々な役割を経験するようにします。どのような状況で事件・事故に遭遇しても対応可能なようにするためです。
- 教職員のうち数名を訓練評価者としたり、外部機関（警察署等）に訓練の様子を観察・指導してもらったりする機会も取り入れるとよいでしょう。

## ■ 様式・素材例

### [素材1] 課題の例

〈出典：文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」に記載の大阪教育大学附属池田小学校訓練事例を基に作成〉

訓練の設定	趣旨やねらい
【基本形】授業中、不審者が校舎内に侵入したと想定した訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者の構内侵入から、負傷者の搬送までの全体的な動きを把握する。</li> <li>・訓練担当者以外の全員が危機管理マニュアルに指定された役割に従って、基本的な行動について把握する。</li> </ul>
不審者に直面してしまったと想定した訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不審者に直面した場合における対応の仕方を学ぶ</li> <li>・不審者を児童から離れた所に留め、時間を稼ぐとともに、校舎の奥まで不審者を侵入させない方法を学ぶ。</li> <li>・不審者に直面した際に使う物（棒など）の使い方を学ぶ。</li> </ul>
教職員と教育実習生で行う訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童（教育実習生）を安全かつ確実に、そして落ち着いて避難させるための方法（指示や連絡体制など）を訓練から学ぶ。</li> <li>・所在や行動の予想しにくい児童（教育実習生）への避難指示、安全確認を確実に行う。</li> </ul>
外部機関（警察署）を招いての研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の専門家に実際の訓練を見ていただき、指導をしていただくことで、不審者に対応する能力を高める。</li> <li>・不審者に対応するための専門的な知識（自分自身の身を守ることなど）を学ぶ。</li> </ul>

### 【出典・参考文献】

- 文部科学省 「学校における防犯教室等実践事例集」 (H18.3)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1298807.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1298807.htm)  
 第5部「教職員対象の不審者対応訓練—危機管理意識の高揚と対応能力の向上を目指して—」（大阪教育大学附属池田小学校訓練事例）
- ※大阪教育大学附属池田小学校が作成した「学校安全の手引き」および「不審者対応訓練の映像資料」については、同校のウェブサイトで公開されています。  
<http://f-ikeda-e.oku.ed.jp/home/>

### 【食中毒発生時の対応】

食中毒が発生した場合に備えて、食中毒発生に関する対応マニュアルの作成<sup>\*</sup>と全職員への周知も重要である。食中毒が疑われる場合には、対象となる症状が認められる子どもを別室に隔離するとともに、嘱託医や保健所などの関係機関と連携し、迅速に対応する。施設長は、子どもや保護者、全職員の健康状態を確認し、症状が疑われる場合には、医療機関への受診を勧めることが望ましい。

食中毒発生時は、保健所の指示に従い、食事の提供を中止し、施設内の消毒、職員や子どもの手洗いを徹底する。また、必要に応じて行事を控えるなど、感染拡大の防止に向けた対応が効果的である。

※大量調理施設衛生管理マニュアル（「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について（平成29年6月16日付け生食発0616第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知別添））

## Ⅲ 衛生管理体制

### 1. 衛生管理体制の確立

(17) 高齢者や乳幼児が利用する施設等においては、平常時から施設長を責任者とする危機管理体制を整備し、感染拡大防止のための組織対応を文書化するとともに、具体的な対応訓練を行っておくことが望ましいこと。…（略）…

## （2）事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

事故の発生を防止するためには、子どもの発達の特性と事故との関わりに留意した上で、事故防止のためのマニュアルを作成するなど、施設長のリーダーシップの下、組織的に取り組む。

事故発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修の実施等が不可欠である。

日常的に点検項目を明確にして、定期的に点検を行い、文書として記録し、その結果に基づいて問題のある箇所を改善し、全職員と情報を共有しておく。

保育中の安全管理には、保育所の環境整備が不可欠であり、随時確認し、環境の維持及び改善に取り組む。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性の有無、工事箇所や交通量等を含めて点検し記録を付けるなど、情報を全職員で共有する。

また、保育中、常に全員の子どもの動きを把握し、職員間の連携を密にして子どもたちの観察の空白時間が生じないようにする。子どもの安全の観察に当たっては、午睡の時間を含め、一人一人の子どもの確実に観察することが重要である。

重大事故の発生防止のため、あと一步で事故になるところであったという、ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じるなど、組織的に取組を行う。

さらに、子どもが家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図るとともに、交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むことも重要である。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

安全な保育環境を確保するため、子どもの年齢、場所、活動内容に留意し、事故の発生防止に取り組む。特に、睡眠、プール活動及び水遊び、食事等の場面については、重大事故が発生しやすいことを踏まえて、場面に応じた適切な対応をすることが重要である。

例えば、乳児の睡眠中の窒息リスクの除去としては、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、子どもの顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。睡眠前には口の中に異物等がないかを確認し、柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない、またヒモ及びヒモ状のものをそばに置かないなど、安全な睡眠環境の確保を行う。また、定期的に子どもの状態を点検するなど、異常が発生した場合の早期発見や重大事故の予防のための工夫が求められる。子どもを一人にしないこと、寝かせ方に配慮すること、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、怪我などの事故を未然に防ぐことにつながる。

プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、役割分担を明確にする。また、これらの職員に対して、監視の際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行う。十分な監視体制の確保が出来ない場合は、プール活動の中止も検討すべきである。

食事の場面では、子どもの食事に関する情報（咀嚼<sup>しゃく</sup>や嚥<sup>えん</sup>下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥<sup>えん</sup>等による窒息のリスクとなるものを除去したり、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応したりす

ることが必要である。

なお、重大事故を防ぐためには危険を取り除く必要があるが、過度な子どもの遊びの制約については、一定の配慮を要する。乳幼児期の子どもが遊びを通して自ら危険を回避する力を身に付けていくことの重要性にも留意する必要がある。こうした保育所における事故防止のための一連の取組や配慮について保護者に十分周知を図り、理解を深めておくことが重要である。

ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

重大事故や不審者の侵入等、子どもに大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である。

例えば、緊急時の役割分担を決め、見やすい場所に掲示しておくことが、全職員の共通理解を図る上で有効である。重大事故発生時の対応における役割分担を決める際には、応急処置、救急蘇生、救急車の出動の要請、医療機関への同行、事故の記録と保護者及び嘱託医や関係機関等への連絡等といった具体的な行為に関する分担と、指示系統を明確にしておく。不審者の侵入など不測の事態に関しても、その防止措置を含め、対応の具体的内容や手順、指示の流れなどを職員間で確認しておくことが求められる。

保護者への説明は、緊急時には早急かつ簡潔に要点を伝え、事故原因等詳細については、事故の記録を参考にして改めて具体的に説明する。

日常の備えとして、各職員の緊急連絡網、医療機関及び関係機関のリスト、保護者の緊急連絡先を事前に整理しておくことが重要である。119番通報の際の要点を事務室に掲示したり、園外活動等の際に携帯したりすることも有効である。

さらに、緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察、医療機関などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておく。

また、施設内で緊急事態が発生した際には、保育士等は子どもの安全を確保し、子どもや保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる。

子どもが緊急事態を目前に体験した場合には、強い恐怖感や不安感により、情緒的に不安定になる場合もある(心的外傷後ストレス障害－PTSD：Post Traumatic Stress Disorder)。このような場合には、小児精神科医や臨床心理士等による援助を受けて、子どもと保護者の心身の健康に配慮することも必要となる。

(参考)

- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省)

○児童福祉施設等における児童の安全の確保について〔児童福祉法〕

(平成一三年六月一五日)

(雇児総発第四〇二号)

(各都道府県民生主管部(局)長・各指定都市民生主管部(局)長・各中核市民生主管部(局)長あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)保育所、児童養護施設等の児童福祉施設等の入所児童や放課後児童健全育成事業等の児童福祉事業の利用児童の安全の確保については、従来から種々ご尽力いただいているところであります。

今般、大阪府内の小学校において児童が殺傷される痛ましい事件が発生し、本年6月8日付け雇用均等・児童家庭局総務課長通知であらためて児童の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところではありますが、児童福祉施設等におけるこのような事件の発生予防は言うに及ばず、万一発生した場合には迅速かつ的確な対応が重要であり、施設等においては、日頃から職員の協力体制は勿論のこと、保護者との緊密な連絡体制や警察等地域関係機関との連携体制等を確保することが重要です。

また、児童が安全な環境の中で安心して育っていくことができるよう、施設も参加した地域のコミュニティーづくりを推進し、このような事件の発生予防につなげていく必要があります。

については、危機管理の観点から現状を点検し、問題点を把握することにより児童の安全の確保を一層充実するため、とり急ぎ別添の点検項目を策定したので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いします。

なお、別添の点検項目については、今後、関係者からの意見等を踏まえ、追加・修正等を行う場合があることを申し添えます。

おって、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であります。

記

- 1 児童福祉施設等については、従来から、地域に開かれた施設づくりを推進してきており、地域のボランティア、保護者、関係団体等の協力も得つつ、地域と一体となって児童の安全確保に努めること。地域に開かれた施設づくりは、危険に関する情報の収集や緊急時の支援にもつながることから、徒らに施設開放に消極的にならないよう留意すること。
- 2 児童福祉施設等の児童の安全の確保については、都道府県、市町村と各施設等が一体となって対策を検討すること。
- 3 点検項目については、標準的なガイドラインとして策定したものであり、実施に当たっては、地域や施設の実情に応じて適宜追加・修正して差し支えないこと。

(別添—1)

都道府県・市町村の施設・事業の所管課における点検項目

1 日常の安全管理

(方針の明示と施設等間の情報交換)

○児童の安全確保についての都道府県・市町村の方針等を明らかにしているか。

○管内の施設等の間での情報の迅速な交換ができる体制をつくっているか。

(関係機関・団体との連携)

○児童の安全確保のため、次のような措置を講じ、関係機関・団体との連携を図っているか。

- ・警察、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関や関係団体、民生・児童委員等への協力要請や情報交換を行っている。
- ・近接する都道府県・市町村間等で不審者等に関する情報を提供しあう体制をとっている。

2 緊急時の安全確保

(不審者情報がある場合の体制)

○管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・速やかに関係する地域の施設等に情報を提供し、注意喚起すること。
- ・警察に対し、当該施設等の周辺におけるパトロール等の実施を要請するなど、関係機関との連携を図る。
- ・地域の関係団体に注意喚起し、児童の安全確保のための協力を求める。

(不審者の立入りなど緊急時の体制)

○管内の施設等において、不審者が立ち入った場合などの緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。

- ・施設等からの緊急時の連絡に対応する体制をとっている。



- ・緊急時に、関係部局等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における危機管理を支援する体制をとっている。

(別添—2)

## 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目

### 1 日常の安全管理

(職員の共通理解と所内体制)

- 安全管理に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。
- 児童の安全管理に関して、職員の役割を明確にし、協力体制のもと事故防止にあたっているか。
- 職員体制が手薄の時は、特に安全に対し注意しているか。
- 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。
- 防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。

(関係機関等との連携)

- 市町村の施設・事業所管課、警察署、児童相談所、保健所等関係機関や民生・児童委員、地域団体と連絡を取り、連携して情報を共有できる体制となっているか。
- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど周知徹底しているか。
- 近隣の個人、保育所、幼稚園、学校等と相互に情報交換する関係になっているか。

(施設・事業者と保護者の取り組み)

- 児童に対し、犯罪や事故から身を守るため、屋外活動に当たっての注意事項を職員が指導しているか。また、家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(施設設備面における安全確保)

- 門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか。
- 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。
- 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。

(近隣地域の危険箇所の把握と対応)

- 日頃から地域の安全に目を配り、危険箇所の把握に努めているか。

(保育所の通所時における安全確保)

- 児童の送迎は原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底しているか。
- ファミリー・サポート・センターやベビーシッターを利用する場合等保護者以外の者が迎えに来る場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。

(保育所・障害児通園施設の所外活動における安全確認)

- 危険な場所、設備等を把握しているか。
- 携帯電話等による連絡体制を確保しているか。

(保育所・障害児通園施設の安全に配慮した施設開放)

- 施設開放時は、保護者に対して児童から目を離さないよう注意を喚起しているか。

(児童館・放課後児童クラブ児童の来所及び帰宅時における安全の確保)

- 来所の利用児童について、保護者等への連絡先が把握されているか。
- 児童の来所及び帰宅に関しては、地域の危険箇所を把握し、児童・保護者に注意を喚起しているか。
- 児童が来所及び帰宅途中で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるようにあらかじめ児童・保護者に場所を周知しているか。
- 放課後児童クラブの児童に関しては、安全な経路を通るよう指導しているか。

### 2 緊急時の安全確保

(不審者情報がある場合の連絡等の体制)

- 施設周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。
  - ・児童・保護者等の利用者に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意を喚起する。
  - ・警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。
  - ・児童の安全確保のため、保護者や民生・児童委員、地域活動団体等の協力を得ている。

(不審者の立入りなど緊急時の体制)

- 施設内に不審者が立ち入った場合など緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。
  - ・直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないように事態に対応する。

- ・不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。
- ・直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、児童への注意喚起、児童の安全を確保し、避難誘導等を行う。
- ・警察や施設・事業所管課、保護者等に対し、直ちに通報する。

(別添—3)

### 児童福祉施設(入所型)における点検項目

#### 1 日常の安全管理

(職員の共通理解と施設内体制)

- 安全確保に関し、職員会議等で取り上げるなど、職員の共通理解を図っているか。
  - 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。
  - 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供し、対応する職員に確認をしているか。
  - 万一の場合の避難場所や保護者・関係機関等への連絡方法を職員に周知しているか。
  - 防災・防犯のための避難訓練等を実施しているか。
- (不審者情報に係る地域や関係機関等との連携)
- 施設周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。
    - ・日頃から警察などの関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。
    - ・地域の自治会、民生・児童委員や通学する学校等との間で情報を提供しあう体制をとっている。

(施設生活や外出中における安全確保の体制)

- 施設生活(交流行事など)や外出中における安全確保のための職員の役割分担を定め、入所児童の状況を把握しているか。

(登下校時における安全管理の体制)

- 登下校時において、入所児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。
  - ・入所児童に対し定められた通学路を通して登下校するように指導している。
  - ・通学路において人通りが少ないなど、入所児童が登下校の際により注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、注意喚起している。
  - ・登下校時等の万一の場合、交番や児童委員の家等の入所児童が避難できる場所を入所児童一人一人に周知している。

(安全に配慮した施設開放)

- 施設開放に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。
  - ・施設開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策を講じている。
  - ・来訪者に対して、施設開放時の安全確保等について記載したパンフレットなどを配布し、注意喚起している。

(施設設備面における安全確保)

- 門、囲障、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況を点検しているか。
- 危険な設備、場所等への囲障の設置、施錠等の状況を点検しているか。
- 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合は、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制を確認しているか。

(入所児童に対する安全管理についての指導)

- 入所児童が犯罪や事故の被害から自分を守るため、戸外での行動に当たって遵守すべき事項について、施設は入所児童に指導しているか。

#### 2 緊急時の安全確保

(不審者情報がある場合の連絡等の体制)

- 施設周辺における不審者の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。
  - ・職員間による状況認識の一致を図り、職員体制を確立する。
  - ・警察に対しパトロールを要請する等警察と連携を図る。
  - ・緊急時の入所児童の避難方法や登下校の方法などについて、あらかじめ対応方針を定めている。
  - ・児童の安全確保のため、民生・児童委員や地域活動団体等の協力を得ている。

(不審者の立入りなど緊急時の体制)

- 施設内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制を整備しているか。
  - ・直ちに職員が協力体制を取り、人身事故が起きないよう事態に対応する。
  - ・不審者に対し、施設外への立ち退きを要求する。

- ・直ちに施設長を始め、職員に情報を伝達し、児童への注意喚起、児童の安全を確保し、避難誘導等を行う。
- ・警察や施設・事業所管課等に対し、直ちに通報する。

じ。)の提出など、かかりつけ医による判断の確認について、保護者の理解と協力を求めることも必要であること。

- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

イ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設  
感染予防のための対策を行うこと。

- 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、利用児童の居宅等において保育を行うことを踏まえ、複数児童が利用する施設とは異なり、利用児童と保育従事者の間での感染を防ぐことを念頭に置く必要があること。

(例) 手指の衛生や咳エチケットの実施等の感染予防を実施する。

(7) 乳幼児突然死症候群に対する注意

ア 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。

イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

- 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

ア 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。

イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。

ウ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

エ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

オ 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。

カ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告すること。

- 事故報告については、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号通知)を参照すること。

キ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

ク 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとること。

- 施設の安全確保については、教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成 28 年 3 月内閣府、文部科学省、厚生労働省）を参考にすること。
- 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、上記ガイドラインを参照し必要な対策を講じること。例えば、次のようなことに配慮することが必要であること。
  - ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えること。
  - ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にすること。
  - ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること、また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応すること。
  - ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについての、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的を実施すること。
- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。
- 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うことができるよう備えておくこと。

## 第8 利用者への情報提供

- (1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面等による提示などの方法が考えられる。）
  - ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
  - ・建物その他の設備の規模及び構造  
（注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設以外の施設に限る。）
  - ・施設の名称及び所在地
  - ・事業を開始した年月日
  - ・開所している時間